ない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加を促す等、関係職員の職務能力維持・向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあっては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査 指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを 福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所と して取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ実施方針及び事業計 画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導する こと。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等、 所長等幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって、問題解決に取り 組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行 管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問 が行われないケース、年金等の申請手続きが遅れているケース、調査結果と収入 申告書の内容の照合や、その後の処理状況が適切に把握されていない事例等保護 の決定実施上の基本的な面に各種の問題点が生じている。

ついては、査察指導員が訪問調査活動、収入申告書の徴取、処遇方針に基づく 指導援助等の状況のわかる「査察指導台帳」等を整備し、その進行管理を行うと ともに、個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の 実施については必ず関与すること。また、重点的な指導援助を要するケースにつ いては、現業員任せにすることなく必要に応じ、査察指導員による同行訪問の実 施や必要な助言指導を行うよう指導すること。

(2) 都道府県・指定都市本庁における効果的な指導監査の実施について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における 生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、 必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対 する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務 所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保す るために極めて重要な役割を担っている。

ついては、本庁の指導監査に当たっては、より効果的な指導監査を実施する観点から、次の点に配慮されたい。

①組織的運営体制の整備

ア 近年の市町村合併による郡部福祉事務所の減少等により、本庁の指導監査担当 職員においても、生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加することが 懸念されることから、本庁の指導監査体制の強化が喫緊の課題となっている。

ついては、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、 その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁が行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管 内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通 を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先し

てその指導監査に当たること。

②福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。このため各福祉事務所ごとの「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

③指導監査結果に基づく是正改善指示

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員すべてが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

ついては、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することに

て報告を求めるとともに、確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

より、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況については、期限を付し

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題点の所在を十分認識 させるとともに、問題点の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、 効率的に組織的な改善が図れるよう指導を徹底すること。

④小規模福祉事務所に対する指導上の配慮

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所 の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動 により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、 生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

ついては、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催 や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

(3) 国が実施する指導監査について

国が、都道府県市本庁及び各福祉事務所に対し実施する指導監査についても、前記(1)及び(2)で述べた点に留意して行うこととしているので、ご承知願いたい。

(4) 暴力行為等の事故発生防止について

近年、面接相談時や訪問時などにおける被保護者からの暴力行為による現業員等の 事故が報告されている。

ついては、本庁の指導監査においては、相談内容に応じた面接の実施、面接相談室内に凶器となりうる物を置かないなどの環境面での配慮や、面接相談体制のあり方、問題のあるケースに対する複数による訪問体制をとる等、管内福祉事務所に対し事故発生防止について指導すること。

(5) 職員による不祥事の発生防止について

近年、福祉事務所職員が保護費を着服したり、返還金の事務処理を怠ったまま放置 していたなど職員による不祥事が増加傾向にあるが、このようなことは、生活保護制 度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはなら ないことである。

ついては、生活保護の事務処理に関わる職員に対する倫理意識の高揚や、現業部門 と出納部門の明確な区分など内部相互牽制機能の充実強化、経理事務の自主的内部点 検の実施等により、不祥事が発生しないよう管内福祉事務所に対し指導を徹底するこ と。

(6) 不正受給防止対策の徹底

平成17年度において不正受給として各実施機関で措置したものは、12,535 件、約72億円となっている。

また、会計検査院による平成17年度決算検査報告においても、年金の未申告、就 労収入の未申告及び過少申告等により10都県市で生活保護費負担金の経理が不当と され、32ケースで92百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、関係先調査や課税状況調査等が不十分なため把握できず、適切な処理が行われないまま放置された結果生じた事例も少なくない。

ついては、収入申告書の定期的徴取を指導するとともに、申告内容の審査を行い、 疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹 底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税状況調査を実施するよう指導をお願いしているところであるが、指導監査の結果、課税状況調査の結果と収入申告の内容との照合が確実に行われておらず、適切な事務処理が行われていない状況が認められ、会計検査院からも不当支出の指摘を受けていることから、課税状況調査の確実な実施と適切な事務処理について指導すること。さらに、各種年金等については、その受給権の有無や受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

なお、不正受給を発見した場合には、発見時点から遡り過去の収入を調査し、預貯金等の関係先調査を実施した上、法第78条を適用し、費用徴収を行うことが原則であり、特に悪質なケースについては告発等を検討するなど、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

生活保護法施行事務監査事項 (案)

(*下線および取消線は、昨年度からの変更点である。)

主眼事項	 着	眼	点
主 眼 事 項 1 保護の適正実施の推進 (1)保護の相談に申請、開始日本のでは、開始日本のでは、明治のでは、明治のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	お牛とさて歴屋舌ること重折 皆哉のかきけ等りれい、さ用か関活携等 導員処。にる制、、る病れに。す保、と 結ま理 「適度要相か歴てつ る護保の 果で及 保切の保談。、いい 情制健連 が決び 護な趣護名	対言者容 庭かの がの社・ 接き獲がの はいにに 環。助 福周関連 記れ金事(保くた 地 指 務民局制 等る支処理の解切 と は の委びと 記。は の委びと 記。は ののののののののでは ののののののののでは ののののののでは のののののののの
	金、生命保険	大況 書、資産申告 、自動車等 手金等)の内容	i書(不動産、預貯)及び収入申告書 容は、挙証資料等に

保護申請前に転居してきた者については、前 居住地の関係先照会等が行われているか。

- イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意 書が適切に徴取されているか。
- ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。
- 工 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用 が優先されているか。
- (2) 病状把握の状況

病状等が的確に把握されているか。また、必要 に応じ検診命令等が活用されているか。

(3)介護保険利用の把握状況

要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。

- (4) 扶養義務履行の指導状況
 - ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への 照会に基づき、所在の確認が行われているか。
 - イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要 保護者その他により聴取する等の方法により、 扶養の可能性が調査されているか。

また、精神的な支援の可能性についても確認しているか。

ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住して いる場合には、実地に調査されているか。

主眼事項	着	眼	点
主 眼 事 項 (2)保護受給中における指導援助の推進	エ ま要手で 照は 調へわ の養 係関談、。郡害て 利保等重、保当調重会適重査のれ重う能 機係所介 部者い 、護に点収護の査点に切点の調で点ち力 関部、護 福等る 義者よ的入者受さ的対に的結停い的扶調 等局児機 祉のか 務のり扶、に給れ扶し行扶果又る扶養査 と、童関 事処。 の権、持続に	養果つ位で養をさか養のは、の民相等、務遇、問利適成能税いびい能未れ能踏審。能可適、連生談と、所に、知、時、力所でにる力回て力ま判、力能切、携委所の、につ、徹義適収割得の他か調答い調えの、調性に、員、連、おい 底務切入調及税の。査とる査、申、査が行 、、公携、いて、底務な等査び法扶、対なか対必立、対期わ、保共が、て、明、政策を対し、の方では、の方では、の方では、の方では、の方では、の方では、の方では、の方では	を者の世帯構成、開 会保養性別の 会保養性別の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を

	主.	眼	事	項	着	眼	点
					2 資産及び収入の)把握	
					(1)資産の把握		
					ア 資産(不動]産、預貯金、	生命保険等)の申告
					内容は、関係	先調査等によ	り的確に確認されて
					いるか。		
					また、資産	の申告内容に	変化はないか。
					特に、処分	↑価値が大きい	と認められる不動産
					については、	評価替えの時	点に併せて評価額が
					的確に把握さ	れているか。	
					イ 要保護世帯	<u>向け長期生活</u>	支援資金制度の活用
					など、資産活	用についての	指導又は指示は適切
					<u>に行われてし</u>	<u> るか。</u>	
					(2)収入の把握		
					就労可能と	判断された被	保護者については
							合は3ヵ月ごと)、
:							者については定期的
:					に収入申告書か		るか。
					ア 稼働収入の		
							取されているか。そ
						〕	資料は添付されてい
					るか。	- 	如事你光子次似不由
]		細書等挙証資料の内
							4額等)は、適切に行
						· •	、要に応じて事業主等 - いてか
						調査は行われて 1817年 全・15	いるか。 R険金、補償金、仕送
					イ 稼働収入以 り等)の収力		快並、簡関並、江泛
							対取されているか。必
							はないているか。必 1書(写)等挙証資料
						ーキ並以た過れ いているか。	1亩(子)寸于皿具作
					14%17 61	0 C 0 . Ø 11,º	

扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深浅、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。

3 処遇方針の設定

(1) 処遇方針は、アセスメント表を作成するなど、 訪問調査活動や病状把握等の結果により把握され た実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上 で立てられているか。